東京医療保健大学千葉看護学部教務委員会規程

(設置)

第1条 千葉看護学部の教育の質的向上に向けて、カリキュラムの充実及び教育 環境の整備などについて検討するため、千葉看護学部教務委員会(以下 「委員会」という)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、大学ならびに学部ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに則り、教育の質保証と向上のため、教育課程、授業運営、成績評価、実習における臨地との協働・調整、教育環境整備等に関する検討を 行う。

(構成)

- 第3条 委員会は次の者をもって構成する。
 - (1) 千葉看護学部教授会において任命する教員
 - (2) 千葉事務部長
 - (3) 学部長は必要に応じて出席することができる
 - (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等 を聴取することができる

(審議事項)

- 第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する
 - (1) 科目履修・単位認定に関すること
 - (2)授業(講義・演習・実習)の運営に関すること
 - (3)教育の評価(シラバス評価を含む)に関すること
 - (4) 看護師保健師国家試験に関すること
 - (5)教育課程の評価・検討に関すること
 - (6) 教育活動に関する教職員の能力向上に関すること
 - (7) その他、教務に関すること

(委員長等)

- 第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。
 - 2 委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、千葉事務部が行う。

(開催日)

第8条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。